

平成 28 年 12 月 1 日改定

火災共済 特約集 I

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

類焼見舞金補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 時価 | 損害の生じた地および時における類焼補償対象物の価額をいいます。 |
| 主契約 | この特約が付帯された普通共済約款に基づく共済契約をいいます。 |
| 主契約建物 | 主契約の共済の対象である建物をいいます。 |
| 主契約動産 | 主契約の共済の対象である動産をいいます。 |
| 主契約被共済者 | 共済契約証書記載の共済の対象の所有者をいいます。 |
| 総支払限度額 | 1 事故における支払限度額をいいます。 |
| 建物 | この特約における共済の対象である建物（注）をいいます。 (注) 畳、建具その他これらに類する物、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものおよび門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物を含みます。 |
| 動産 | この特約における共済の対象である建物に収容される動産をいいます。 |
| 普通共済約款 | この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）・普通火災共済普通共済約款（工場物件用）・普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）・総合火災共済普通共済約款・新総合火災共済普通共済約款をいいます。 |
| 類焼補償被共済者 | この特約における被共済者をいいます。 |

第2条（類焼見舞金を支払う場合）

組合は、次の①に該当する事故によって生じた②の損害に対して、この特約が付帯された普通共済約款およびこの特約に従い、類焼見舞金を支払います。

- ① ア. 主契約建物もしくはこれに収容される動産または主契約動産もしくはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者（注1）の所有物で主契約被共済者以外の者が占有する部分（注2）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
イ. アの規定における主契約建物に収容される動産または主契約動産を収容する共済契約証書記載の建物は、普通共済約款に定める共済の対象の範囲の規定によります。
- ② 類焼補償対象物の滅失、損傷または汚損（注3）。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

目次

| | |
|-----------------------|----|
| 類焼見舞金補償特約 | 1 |
| 地震見舞金補償特約（住宅・併用住宅物件用） | 6 |
| 価額協定共済特約（建物新価・家財新価用） | 16 |
| 共済契約の継続に関する特約（長期契約用） | 21 |

(注1) 主契約が共済契約者と被共済者が異なる共済契約の場合の共済契約者を含み、主契約被共済者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注2) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(注3) 消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第3条（類焼補償対象物の範囲）

(1) 前条②の類焼補償対象物とは、この特約における共済の対象である建物または動産をいいます。

(2) 次の①および②に掲げる建物または動産は、類焼補償対象物に含まれません。

① 建物

ア. 主契約建物

イ. 主契約動産を収容する共済契約証書記載の建物

ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族が所有する建物（注1）

エ. 建築中または取り壊し中の建物

オ. 建売業者等が所有する売却用の建物

カ. 国、地方公共団体等の所有する建物

② 動産

ア. 主契約動産

イ. 主契約建物に収容されている動産

ウ. 主契約被共済者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族が所有（注2）、使用または管理する動産

エ. 自動車（注3）

オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

カ. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

キ. 稿本、設計書、図案、雛型、鑄型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

ク. 動物、植物

ケ. 他人に貸与または管理を委託しているもの、もしくは他人から借用または管理を受託しているもの

コ. ①オ、カの建物内収容の動産

(注1) 共有である場合の主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。ただし、区分所有建物の共用部分における主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。

(注2) 共有である場合の主契約被共済者以外の者または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を含みます。

(注3) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。なお、「原動機付自転車」とは、総排気量が125cc以下のものをいいます。

第4条（被共済者の範囲）

(1) 類焼補償被共済者は、類焼補償対象物の所有者とします。

(2) 類焼補償被共済者が類焼補償被共済者としての権利を取得し、義

務を負担するのは、事故による損害が発生した場合にかぎります。

第5条（類焼見舞金を支払わない場合）

(1) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼見舞金を支払いません。

① 共済契約者、主契約被共済者（注1）または主契約被共済者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定代理人の故意

② 類焼補償被共済者（注2）または、その法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼見舞金を支払わないのは、その類焼補償被共済者が被った損害にかぎります。

③ 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注3）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(注1) 共済契約者または主契約被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 類焼補償被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 類焼補償被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 組合は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、類焼見舞金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群集または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 組合は、共済期間が始まった後でも、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、類焼見舞金を支払いません。

第6条（類焼見舞金の支払対象物の単位）

類焼見舞金は、一つの建物（注）およびその建物内収容動産を支払対象物の単位とします。

(注) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はりおよび屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。

第7条（類焼見舞金の支払額）

- (1) 組合が類焼見舞金として支払うべき額は、時価によって定めます。
- (2) 組合が類焼見舞金を支払うべき損害が発生した場合において、類焼補償被共済者の建物および動産に対して、一つの建物（注）ごとに次の表に掲げる額を類焼見舞金として支払います。

| 損害の程度 | 支払額 |
|----------------------|-----------------------|
| 全損（時価の80%以上の損害） | 300万円または時価損害額のいずれか低い額 |
| 半損（時価の20%以上80%未満の損害） | 150万円または時価損害額のいずれか低い額 |
| 一部損（時価の20%未満の損害） | 50万円または時価損害額のいずれか低い額 |

（注）建物内収容動産を含みます。

- (3) (2)の場合において、一つの建物（注）の類焼補償被共済者が複数の場合は、それぞれの類焼補償被共済者に対して次の算式によって算出した額を類焼見舞金として支払います。

$$\begin{aligned} & \text{一つの建物（注）の支払額} \times \frac{\text{それぞれの類焼補償被共済者に対する損害額}}{\text{類焼補償被共済者に対する損害額の合計}} \\ & = \text{その類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額} \end{aligned}$$

（注）建物内収容動産を含みます。

- (4) 組合は、総支払限度額を3,000万円とします。ただし、組合が類焼見舞金を支払った場合は、総支払限度額から類焼見舞金の額を控除した残額を損害が生じたとき以後の共済期間に対する総支払限度額とします。
- (5) 1回の事故による複数の類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額の合計が総支払限度額を超える場合は、それぞれの類焼補償被共済者に対して次の算式によって算出した額を類焼見舞金として支払います。

$$\begin{aligned} & \text{総支払限度額} \times \frac{\text{それぞれの類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額}}{\text{類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額の合計}} \\ & = \text{その類焼補償被共済者に対する類焼見舞金の額} \end{aligned}$$

- (6) 組合は、(3)および(5)により算出した類焼見舞金の額について組合と類焼補償被共済者との間で意見が一致しないときは、組合の費用により、それぞれの類焼補償被共済者の同意を得て民事調停法に基づく調停の手続きを行います。
- (7) 共済期間が1年を超える契約においては、組合は、契約年度ごとに(4)の規定を適用します。

第8条（特約の掛金の返還－契約の無効・失効の場合）

- (1) 主契約が無効となる場合は、組合はこの特約の掛金を返還しません。
- (2) 主契約が失効となる場合は、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の掛金を返還します。

第9条（特約の掛金の返還－契約解除の場合）

主契約の共済契約の解除の規定により、組合が共済契約を解除した場合は、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算したこの特約の掛金を返還します。

第10条（重大事由による解除）

- (1) 当組合は、類焼補償被共済者が、次の①から⑤のいずれかに該当する場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約のその類焼補償被共済者に係る部分を解除することができます。
 - ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通共済約款の「共済契約解除の効力の規定」にかかわらず、普通共済約款に定める事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)の①から⑤までのいずれにも該当しない類焼補償被共済者に生じた損害については適用しません。

第11条（事故の通知）

- (1) 共済契約者または主契約被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生を組合に遅滞なく通知するとともに、類焼補償被共済者に対してもこの共済契約の内容を遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 類焼補償被共済者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、これを組合に通知しなければなりません。
- (3) 共済契約者または主契約被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて類焼見舞金を支払います。

第12条（類焼物についての調査等）

類焼補償対象物について損害が生じた場合は、共済契約者、主契約被共済者または類焼補償被共済者は、類焼見舞金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害内容の調査について協力しなければなりません。

第13条（残存物の帰属）

組合が類焼見舞金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物に

ついて類焼補償被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれ
を取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

第14条 (代 位)

- (1) 損害が生じたことにより類焼補償被共済者が損害賠償請求権その
他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して類焼見
舞金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移
転するのは、次の①または②の額を限度とします。
- ① 組合が損害の額の全額を類焼見舞金として支払った場合
類焼補償被共済者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
類焼補償被共済者が取得した債権の額から、類焼見舞金を支払
われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、組合に移転せずに類焼補償被共済者が引き
続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済される
ものとします。
- (3) 共済契約者および類焼補償被共済者は、組合が取得する(1)または
(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証
拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合におい
て、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第15条 (この特約が付帯された共済契約との関係)

- (1) 主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) 主契約が共済期間の途中において終了した場合は、この特約も同
時に終了するものとします。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない
かぎり、この特約が付された普通共済約款の規定を準用します。

地震見舞金補償特約 (住宅・併用住宅物件用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|-----|---|
| 一部損 | (建物の場合) 特約の共済の対象である建物の主要構造部の損害の 額が、その建物の共済価額(注)の3%以上20%未 満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部 の損害の額には、第2条(地震見舞金を支払う場合) (1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復 旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとし ます。 (注) 門、扉または垣が共済の対象に含まれる場合であ っても、これらの共済価額は含みません。 |

| | |
|--------------|---|
| | (生活用動産の場合) 特約の共済の対象である生活用動産の損害の額が、 その生活用動産の共済価額の10%以上30%未満で ある損害をいいます。 |
| 危険 | 損害の発生の可能性をいいます。 |
| 共済価額 | 損害が生じた地および時における共済の対象の価額 をいいます。 |
| 警戒宣言 | 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号) 第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関 する警戒宣言をいいます。 |
| 限度額 | この特約の共済金額が、同一敷地内に所在し、かつ、 同一被共済者の所有に属する建物または生活用動産 の合計額が100万円であることをいいます。 |
| 地震等 | 地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいま す。 |
| 主契約 | この地震見舞金補償特約が付帯されている共済契約 をいいます。 |
| 生活用動産 | 生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な 動産をいいます。ただし、建物に収容されている物 にかぎります。 |
| 全損 | (建物の場合) 特約の共済の対象である建物の主要構造部の損害の 額が、その建物の共済価額(注)の50%以上である 損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面 積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以 上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部 の損害の額には、第2条(地震見舞金を支払う場合) (1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復 旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとし ます。 (注) 門、扉または垣が共済の対象に含まれる場合であ っても、これらの共済価額は含みません。 (生活用動産の場合) 特約の共済の対象である生活用動産の損害の額が、 その生活用動産の共済価額の80%以上である損害を いいます。 |
| 損害 | 地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊 急避難に必要な処置によって共済の対象について生 じた損害を含みます。 |
| 建物 | 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもの をいい、門、扉、垣、タンク、サイロ、井戸、物干 等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用 に供する建物にかぎります。 |
| 建物の主要構 造部 | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1 条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分を いいます。 |

| | |
|----|--|
| 半損 | <p>(建物の場合)</p> <p>特約の共済対象である建物の主要構造部の損害の額が、その建物の共済価額（注）の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条（地震見舞金を支払う場合）(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が共済の対象に含まれる場合であっても、これらの共済価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合)</p> <p>特約の共済の対象である生活用動産の損害の額が、その生活用動産の共済価額の30%以上80%未満である損害をいいます。</p> |
|----|--|

第2条（地震見舞金を支払う場合）

- 組合は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、主契約の共済の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この特約に従い、地震見舞金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして地震見舞金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

- 地震等を直接また間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして地震見舞金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板敷等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1)から(3)までの損害の認定は、この特約の共済の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、この特約の共済の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が共済の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 共済の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が共済の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- 共済の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（地震見舞金を支払わない場合）

- 組合は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震見舞金を支払いません。
 - 共済契約者、主契約被共済者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 主契約被共済者でない者が地震見舞金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 共済の対象の紛失または盗難
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 共済契約者または主契約被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 被共済者でない共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- 組合は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、地震見舞金を支払いません。
- 組合は、共済期間が始まった後でも、この特約の掛金と主契約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた損害に対しては、地震見舞金を支払いません。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（特約の共済の対象の範囲）

- この特約における共済の対象は、主契約の建物または生活用動産とします。

(2) (1)の建物が共済の対象である場合において、この特約の主契約の共済の対象に、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この特約の共済の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（特約の共済の対象の範囲）

(1) この特約における共済の対象は、主契約の共済の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産とします。

(注) 居住の用に供されない専有部分および共用部分の共有持分は、共済の対象に含まれません。

(2) (1)の共用部分が共済の対象である場合において、この特約の主契約の共済の対象に、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この特約の共済の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車（注）
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（地震見舞金の支払額）

(1) 組合は、第2条（地震見舞金を支払う場合）の地震見舞金として次の金額を支払います。

① 主契約の共済の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額に相当する額。ただし、共済価額を限度とします。

② 主契約の共済の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額の50%に相当する額。ただし、共済価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 主契約の共済の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額の5%に相当する額。ただし、共済価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、特約の共済の対象である建物または生活用動産について、限度額を超えるときは、限度額をこの特約の共済金額とみなします。

【共済の対象または共済の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（地震見舞金の支払額）

(1) 組合は、第2条（地震見舞金を支払う場合）の地震見舞金として次の金額を支払います。

① 主契約の共済の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額に相当する額。ただし、共済価額を限度とします。

② 主契約の共済の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額の50%に相当する額。ただし、共済価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 主契約の共済の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、この特約の共済の対象の共済金額の5%に相当する額。ただし、共済価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、特約の共済の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、限度額を超えるときは、限度額をこの特約の共済金額とみなします。

第6条（包括して契約した場合の地震見舞金の支払額）

2以上の共済の対象をこの特約の1共済金額で契約した場合には、それぞれの共済価額の割合によって共済金額を比例配分し、その比例

配分額をそれぞれの共済の対象に対するこの特約の共済金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（地震見舞金支払についての特則）

- (1) 組合は、組合と連帯して責任を負う日火連が定めた、地震見舞金総額（会員組合全体で50億円以内）を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減して支払います。
- (2) 1回の地震等で支払う地震見舞金総額が(1)の額を超えるおそれがある場合は、支払うべき地震見舞金の一部を概算払し、支払うべき地震見舞金が確定した後に、その差額を支払います。
- (3) (2)の規定により組合が支払うべき地震見舞金を削減する場合には、地震見舞金総額を日火連が定めた額とし、日火連会員組合全体の支払うべき地震見舞金総額の割合を算出し、この割合を個々の支払うべき地震見舞金の額に乗じて算出した額を地震見舞金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第9条（特約の掛金の返還－契約の無効・失効の場合）

- (1) 主契約の共済契約の無効の規定により主契約が無効となる場合には、組合はこの特約の掛金を返還しません。
- (2) 主契約の共済契約の失効の規定により主契約が失効となる場合には、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した特約の掛金を返還します。ただし、既経過期間中に、第2条（地震見舞金を支払う場合）の地震見舞金を支払うべき損害が発生していた場合は、この特約の掛金は返還しません。

第10条（特約の掛金の返還－取消しの場合）

主契約の共済契約の取消しの規定により、組合が共済契約を取り消した場合には、組合はこの特約の掛金を返還しません。

第11条（特約の掛金の返還－契約解除の場合）

主契約の共済契約の解除の規定により、組合が共済契約を解除した場合は、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した特約の掛金を返還します。ただし、既経過期間中に、第2条（地震見舞金を支払う場合）の地震見舞金を支払うべき損害が発生していた場合は、特約の掛金は返還しません。

第12条（事故の通知）

- (1) 共済契約者または主契約被共済者は、共済の対象について損害が生じたことを知った場合は、組合に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 共済契約者または主契約被共済者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて地震見舞金を支払います。

第13条（地震等についての調査）

地震等の補償対象物について損害が生じた場合は、共済契約者または主契約被共済者は、地震見舞金の支払を目的とした補償対象物にかかる損害内容の調査について協力しなければなりません。

第14条（損害防止義務）

共済契約者または主契約被共済者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第15条（地震見舞金の請求）

- (1) 組合に対する地震見舞金請求権は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、主契約の共済の対象について生じた事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 主契約被共済者が地震見舞金の支払を請求する場合は、共済契約証書に添えて次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
 - ① 地震見舞金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他組合が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として主契約の共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- (3) 主契約被共済者に地震見舞金を請求できない事情がある場合で、かつ、地震見舞金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を組合に申し出て、組合の承認を得たうえで、主契約被共済者の代理人として地震見舞金を請求することができます。
 - ① 主契約被共済者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に地震見舞金を請求できない事情がある場合には、主契約被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に地震見舞金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者にかぎります。

- (4) (3)の規定による主契約被共済者の代理人からの地震見舞金の請求に対して、組合が地震見舞金を支払った後に、重複して地震見舞金の請求を受けたとしても、組合は、地震見舞金を支払いません。
- (5) 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または主契約被共済者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 共済契約者または主契約被共済者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて地震見舞金を支払います。

第16条（地震見舞金の支払時期）

(1) 組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、組合が地震見舞金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、地震見舞金を支払います。

- ① 地震見舞金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および主契約被共済者に該当する事実
- ② 地震見舞金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由として主契約の共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 地震見舞金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 主契約の共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、主契約の共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、損害について主契約被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき地震見舞金の額を確定するために確認が必要な事項

（注1）主契約被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）共済価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、組合は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、地震見舞金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を主契約被共済者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項を確認するための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）主契約被共済者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または主契約被共済者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに依

じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第17条（残存物の帰属）

組合が地震見舞金を支払った場合でも、所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

第18条（代 位）

(1) 損害が生じたことにより主契約被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して地震見舞金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 組合が損害の額の全額を地震見舞金として支払った場合
主契約被共済者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
主契約被共済者が取得した債権の額から、地震見舞金支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、組合に移転せずに主契約被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 共済契約者および主契約被共済者は、組合が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、組合に協力するために必要な費用は、組合の負担とします。

第19条（この特約が付帯された共済契約との関係）

(1) 主契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) 主契約が共済期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

(3) 警戒宣言が発せられた場合は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する共済の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結されたこの特約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた共済契約の期間満了に伴い、被共済者および主契約の共済の対象を同一として引き続き締結された共済契約に付帯されたこの特約については、効力を有します。この場合において、この特約を付帯した共済契約の共済金額が直前に締結されていた共済契約の共済金額を超過したときは、その超過した部分については共済契約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

(4) この特約の共済金額は、主契約の共済金額の10%以内とし、1敷地内の限度額を100万円とします。同一敷地内に複数以上の建物または構造が異なる建物ならびにそれらの建物に収容する生活用動

産がある場合は、それぞれの建物ごとに特約の共済金額を定めるとし、その合計額を1敷地内の限度額とします。

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付された普通共済約款の規定を準用します。

価額協定共済特約 (建物新価・家財新価用)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 共済の対象の価額 | 共済の対象が明記物件以外のものである場合には、再調達価額をいいます。 |
| 総合共済約款 | この特約が付帯された総合火災共済普通共済約款をいいます。 |
| 評価額 | 共済契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を評価した額をいいます。 |
| 評価事項 | 評価または再評価のために必要なものとして組合が照会した共済の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。 |
| 普通共済約款 | この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・普通物件用）をいいます。 |
| 普通共済約款Ⅱ | この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）をいいます。 |
| 明記物件 | 普通共済約款第3条（共済の対象の範囲）(2)の①から④まで、普通共済約款Ⅱ第3条（共済の対象の範囲）(2)の①から④まで、または総合共済約款第3条（共済の対象の範囲）(3)の①および②に掲げる物をいいます。 |

第2条（共済の対象の評価）

- (1) 普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款に基づく共済契約においては、共済契約締結時に評価額を共済契約証書に記載するものとします。
- (2) 共済金額は、共済契約証書記載の評価額に共済契約証書記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

第3条（損害共済金の実損払）

組合は、普通共済約款第10条（損害共済金の支払額）、普通火災共済Ⅱ第10条（損害共済金の支払額）または総合共済約款第10条（損害共済金の支払額）(1)の規定にかかわらず、共済金額を限度とし、損害の額を損害共済金として、支払います。

第4条（水害共済金の支払額）

この特約が総合共済約款に付帯された場合は、総合共済約款第12条（水害共済金の支払額）(1)の①の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害共済金として、支払います。

$$\text{損害の額または共済金額の} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{水害共済金の額} \\ \text{いずれか低い額}$$

第5条（共済金を支払うべき損害の額）

共済の対象が明記物件以外のものである場合は、第3条（損害共済金の実損払）および前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた共済の対象を修理できるときは、その損害が生じた地および時におけるその共済の対象の再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物が} = \text{損害の額} \\ \text{(注) がある場合は、その価額}$$

(注) 修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた共済の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、共済の対象の復旧に際して、組合が、部分品の修理が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第6条（共済契約が終了する場合の特別費用共済金）

- (1) 組合は、普通共済約款第7条（共済金の支払）、普通共済約款Ⅱ第7条（共済金の支払）または総合共済約款第7条（共済金の支払）の損害共済金が支払われ、普通共済約款第41条（共済金支払後の共済契約）、普通共済約款Ⅱ第36条（共済金支払後の共済契約）または総合共済約款第43条（共済金支払後の共済契約）の規定によりこの共済契約が終了した場合には、第3条（損害共済金の実損払）、前条および次条ならびに普通共済約款第16条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）、普通共済約款Ⅱ第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）または総合共済約款第18条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定によって算出した損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金として、支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (2) (1)の場合において、組合は、(1)の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、特別費用共済金を支払います。
- (3) (1)の特別費用共済金を支払うべき他の共済契約等がある場合において、それぞれの共済契約または保険契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円（注）を超えるときは、組合は、次の①または②に定める額を特別費用共済金として支払います。
 - ① 他の共済契約等から特別費用共済金または保険金が支払われていない場合

この共済契約の支払責任額

- ② 他の共済契約等から特別費用共済金または保険金が支払われた場合

200万円（注）から、他の共済契約等から支払われた特別費用共済金または保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。

（注）他の共済契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第7条（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

共済の対象が明記物件以外のものである場合において、その共済の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金（注1）を支払う旨の約定のない他の共済契約等があるときには、組合は普通共済約款第16条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)、普通共済約款Ⅱ第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)または総合共済約款第18条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害共済金または水害共済金（注2）として、支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

① 損害共済金

$$\left(\begin{array}{l} \text{第5条（共済金を支払うべ} \\ \text{き損害の額）の規定によっ} \\ \text{て支払われるべき損害の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{他の共済契約等によっ} \\ \text{て支払われるべき損害} \\ \text{共済金（注1）の額} \end{array} \right) = \text{損害共済金}$$

② 水害共済金（注2）

$$\left(\begin{array}{l} \text{第5条の規定によっ} \\ \text{て支払われるべき損} \\ \text{害の額に70\%（注3）} \\ \text{を乗じて得た額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{他の共済契約等に} \\ \text{よって支払われるべ} \\ \text{き水害共済金（注1）} \\ \text{（注2）の額} \end{array} \right) = \text{水害共済金の額}$$

（注1）保険金を含みます。

（注2）総合共済約款第7条（共済金を支払う場合）(6)の②から④までの水害共済金については総合共済約款の規定を適用します。

（注3）他の共済契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

第8条（共済の対象の価額の増加または減少）

- (1) 共済契約締結の後、次の①または②に該当する事実が発生し、それによって共済の対象の価額が増加または減少した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

① 共済の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

② この特約が付帯された共済契約において補償しない事故による共済の対象の一部滅失

- (2) (1)の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の対象の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。

- (3) (1)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条（損害共済金の実損払）、第4条（水害共済金の支払額）および第6条（共済契約が終了する場合の特別費用共済金）の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。ただし、共済の対象の価額が減少した場合を除きます。

- (4) (2)の規定による手続がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。

- (5) (4)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がある支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、第3条（損害共済金の実損払）、第4条（水害共済金の支払額）および第6条（共済契約が終了する場合の特別費用共済金）の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。この場合、共済金額は、(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

第9条（共済の対象の評価または再評価のための告知）

- (1) 組合は、第2条（共済の対象の評価）または前条(2)に規定する評価または再評価の際、共済契約者または被共済者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

- (2) (1)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- (3) (1)の規定は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① 組合が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

② 共済契約者または被共済者が、普通共済約款第7条（共済金の支払）、普通共済約款Ⅱ第7条（共済金の支払）または総合共済約款第7条（共済金の支払）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を組合に申し出た場合

③ 組合が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

（注）組合のために共済契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (3)②の規定による申出を受けた場合には、組合は、変更前の共済金額と変更後の共済金額との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

- (5) (4)の規定による追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がある支払を怠ったときは、その共済掛金領収前に生じた事故による損害については、組合は、第3条（損害共済金の実損払）、第4条（水害共済金の支払額）および第6条（共済契約が終了する場合の特別費用共済金）の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。

- (6) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であって

共済契約の継続に関する特約 (長期契約用)

も、(2)の規定にかかわらず、その損害については、組合は、第1条(用語の定義)に定める「共済の対象の価額」の定義、第3条(損害共済金の実損払)から第6条(共済契約が終了する場合の特別費用共済金)までの規定および第11条(準用規定)の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。この場合において既に第1条(用語の定義)「共済の対象の価額」の定義、第3条から第6条(共済契約が終了する場合の特別費用共済金)までの規定および第11条(準用規定)の規定を適用して共済金を支払っていたときは、組合は、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して算出した共済金との差額の返還を請求することができます。

第10条(他の長期共済契約等がある場合の取扱い)

(1) 共済の対象について、他の長期共済契約等(注)がある場合には、第2条(共済の対象の評価)(2)の規定にかかわらず、共済金額を共済契約証書記載の評価額から他の長期共済契約等の共済金額を差し引いた額により定めることができます。

(注) この特約を付帯しない他の共済契約または保険契約で、共済期間または保険期間が1年を超えるものをいいます。以下(1)、(3)および(4)において同様とします。

(2) (1)の規定により共済金額を定めた場合には、共済契約締結の後、第7条(共済の対象の価額の増加または減少)(2)の規定により共済金額を変更するときにも、(1)と同様の方法によるものとします。

(3) (1)または(2)の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生するとき共済金額が共済契約証書記載の評価額(注)から他の長期共済契約等の共済金額を差し引いた額に満たないときには、その損害については、第3条(損害共済金の実損払)、第4条(水害共済金の支払額)および第6条(共済契約が終了する場合の特別費用共済金)の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。

(注) 第8条(共済の対象の価額の増加または減少)の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。

(4) (1)または(2)の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期共済契約等により共済金または保険金が支払われないときは、その損害については、第3条(損害共済金の実損払)、第4条(水害共済金の支払額)および第6条(共済契約が終了する場合の特別費用共済金)の規定は適用せず、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款の規定を適用して、共済金を支払います。

第11条(準用規定)

この特約に定めない事項については、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款ならびにこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、共済の対象が明記物件以外のものであるときは、普通共済約款、普通共済約款Ⅱまたは総合共済約款ならびに普通火災共済臨時費用共済金等支払特約(住宅・非住宅物件用)の規定中「共済の対象の価額」または「共済価額」とあるのを「共済の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

第1条(共済契約の継続)

(1) この共済契約の満了する日(以下「満期日」といいます。)の属する月の前月10日(以下「通知締切日」といいます。)までに、組合または共済契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この特約により、この共済契約は、次条および第3条(継続後契約の内容)に定める内容で、継続されるものとします。以後、共済契約証書記載の総共済期間(注)の満了する日まで同様とします。

(注) 総共済期間

総共済期間とは、この共済契約およびこの特約により継続される以後の共済契約(以下「継続後契約」といいます。)により共済の対象が補償される期間として組合と共済契約者との間で予め約定した期間とします。

(2) 継続後契約の共済期間の初日は、満期日とします。

(3) (1)および(2)の規定によりこの共済契約が継続された場合は、組合は、共済契約証書または共済契約継続証(以下「継続証等」といいます。)を共済契約者に交付します。

第2条(継続後契約の共済期間)

(1) 組合が、共済契約者に対して、通知締切日の属する月の前月10日までに、継続後契約の共済期間を通知した場合で、共済契約者から通知締切日までにこの特約を適用しない旨の意思表示がされないときは、継続後契約の共済期間は、組合が通知した共済期間とします。

(2) (1)以外の場合は、継続後契約の共済期間は、この共済契約の共済期間と同一とします。

第3条(継続後契約の内容)

(1) この共済契約は、満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。ただし、この共済契約が協定再調達価額を定めた契約である場合を除きます。

(2) この共済契約が協定再調達価額を定めた契約である場合は、この共済契約は、次の①および②に定める内容を除き、満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。

① 継続後契約の協定再調達価額
この共済契約の協定再調達価額を、建築費または物価の変動等にしがって調整して算出した額とします。

② 継続後契約の共済金額
次のア. またはイ. の規定によって算出した額とします。

ア. ①の規定により算出した協定再調達価額が、この共済契約の共済金額を下回る場合は、①の規定により算出した協定再調達価額により定めるものとします。

イ. ①の規定により算出した協定再調達価額が、この共済契約の共済金額以上である場合は、継続後の共済金額は、この共済契約の共済金額と同じ額とします。

(3) 組合は、(1)または(2)の規定により継続された継続後契約の内容を、

継続証等に記載するものとします。

第4条（継続後契約の共済掛金の払込）

- (1) 継続後契約の共済掛金は、継続後契約の共済期間の始期における条件に従って定めるものとし、組合は、この金額を継続証等に記載するものとします。
- (2) 共済契約者は、継続後契約の共済掛金を、継続後契約に付帯される特約の規定により払い込むものとします。
- (3) (1)および(2)の規定の適用において、共済契約者が共済掛金の払込みを怠った場合の取扱いについては、継続後契約に付帯される特約の規定によります。
- (4) この共済契約に下表に掲げる特約が付帯されている場合は、それぞれの特約の同表に掲げる共済掛金領収前の事故に関する規定は適用せず、(2)および(3)の規定を適用します。

| 付帯されている特約 | 左記特約の共済掛金領収前の事故に関する規定 |
|------------------------------------|---------------------------|
| 長期普通火災共済特約 (住宅・普通物件用) | 第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い |
| 長期総合火災共済特約 | 第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い |
| 長期新総合火災共済特約 | 第4条 共済掛金払込み前の事故の取扱い |
| 長期普通火災共済共済掛 金年払特約（住宅・普通 物件用） | 第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取 扱い |
| 長期総合火災共済共済掛 金年払特約 | 第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取 扱い |
| 長期新総合火災共済共済 掛金年払特約 | 第6条 初回共済掛金払込み前の事故の取 扱い |

第5条（継続後契約に適用される制度等）

組合が、普通火災共済普通共済約款(住宅・普通物件用)、総合火災共済普通共済約款および新総合火災共済普通共済約款(以下「普通共済約款」といいます。)、付帯された他の特約または共済契約引受に関する制度等(以下「制度等」といいます。)を改定した場合は、第3条(継続後契約の内容)(1)および(2)の規定中「満期日における内容と同一の内容で継続されるものとします。」とあるのは「継続後契約の共済期間の始期における制度等が適用された内容で継続されるものとします。」と読み替えます。

第6条（継続後契約の告知義務）

- (1) 第1条（共済契約の継続）(1)の規定によりこの共済契約を継続する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、共済契約者または被共済者は、その旨を組合に告げなければなりません。
 - ① 共済契約申込書に記載した事項、共済契約証書に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通共済約款の告知事項に該当する事項に変更があった場合
 - ② この共済契約に適用される普通共済約款または付帯された他の特約の規定により組合に通知すべき事項が生じた場合
- (2) (1)の告知については、継続後契約に適用される普通共済約款の告知義務に関する規定を適用します。